

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成24年5月15日
広島県信用農業協同組合連合会

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

記

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置 の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

広島県信用農業協同組合連合会

広島県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」という。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組む。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組を支援できるよう努める。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努める。

3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努める。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努める。

4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるように努める。

5. 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローン利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。

(2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努める。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努める。

6. 金融円滑化管理に関する態勢

(1) 関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議する。

(2) 運用担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当社における金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。

(3) 営業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

以 上

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、平成22年2月1日付で以下の体制を整備しております。

- (1) 運用担当理事以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 運用担当理事を「金融円滑化管理責任者」、営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 営業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融円滑化管理責任者へ報告することとしております。
- (4) 営業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(管理体制については別紙を参照)

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 平成22年2月1日より、お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を当会本所営業部に設置しております。なお、相談窓口の設置については、当会ホームページにも掲載しております。

(2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、営業部に受付窓口を設置しております。苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、金融円滑化管理責任者と連携して適切な対応を実施する体制を整備しております。

《お客様からのご相談窓口》

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	広島市中区大手町4-6-1	営業部営業課	082-248-9518
		営業部農業生活融資課	082-248-9516

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組みます。

(2) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員の能力向上を図ることといたします。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

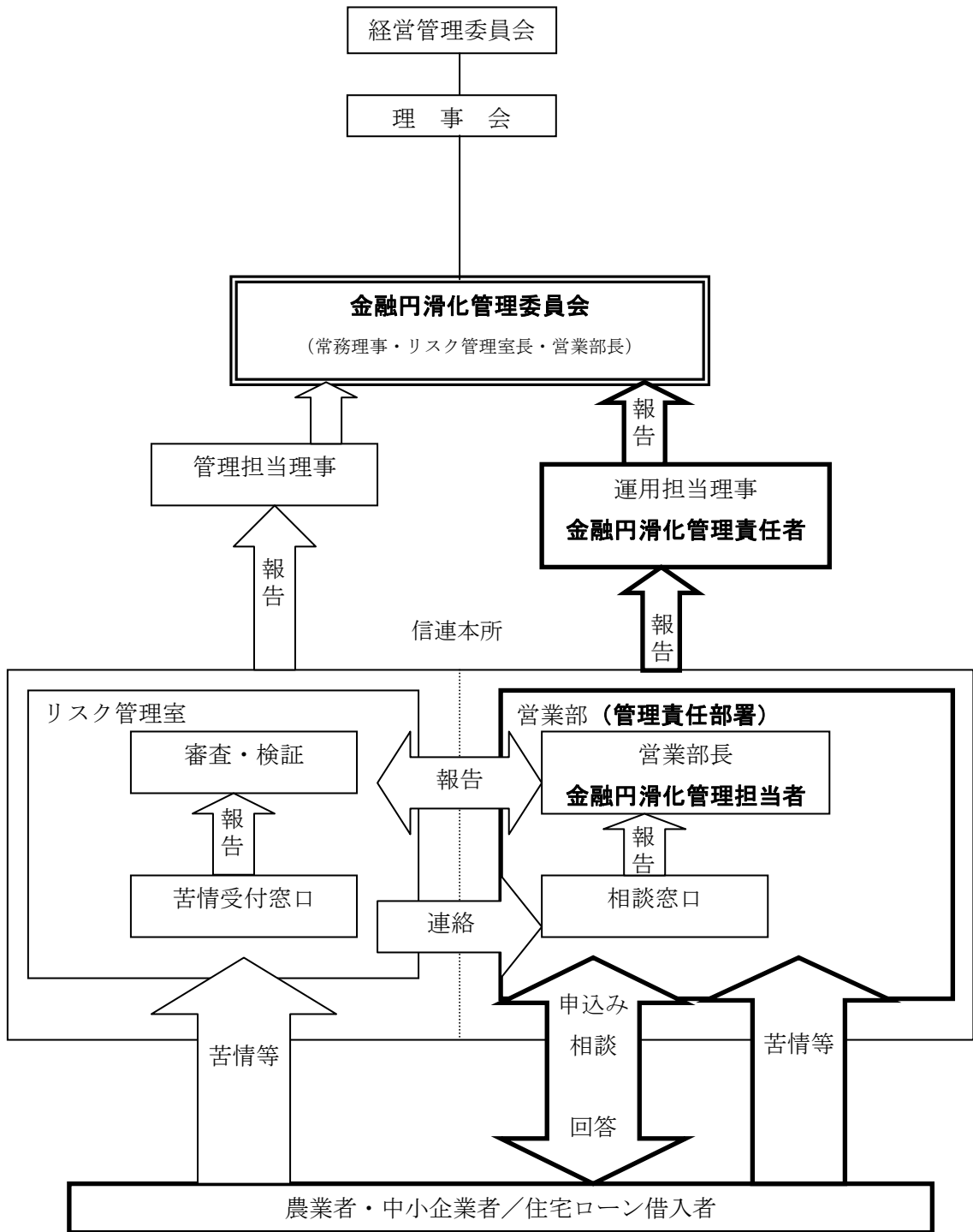
別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

以 上

金融円滑化対応にかかる管理体制概念図



第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込み を受けた貸付債権の額	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
うち、実行に係る貸付債権の 額	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
うち、謝絶に係る貸付債権の 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権 の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。